平成25年６月定例市議会議案集

（平成25年６月３日提出）

議案第４号　平成25年度延岡市一般会計補正予算　（別冊）

議案第５号　延岡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定

議案第６号　延岡市特別職職員給与条例の一部を改正する条例の制定

議案第７号　延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

議案第８号　延岡市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定

議案第９号　延岡市子ども・子育て会議条例の制定

議案第10号　延岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例の制定

議案第11号　宮崎県北部地域障害者給付認定審査会共同設置規約の変更に関する協議

議案第12号　財産の取得

議案第13号　市道の路線廃止

議案第14号　市道の路線認定

報告第２号　平成24年度延岡市繰越明許費繰越計算書の報告

報告第３号　平成24年度延岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告

報告第４号　平成24年度延岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告

議案第５号

延岡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定

延岡市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

延岡市行政手続条例の一部を改正する条例

延岡市行政手続条例（平成８年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「行政手続法（平成５年法律第88号。以下「法」という。）第３条第２項において法第２章から第５章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出」を「市の機関がする処分及び行政指導並びに市の機関に対する届出」に改める。

第３条第10号中「法第３章」を「行政手続法（平成５年法律第88号）第３章」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６号

延岡市特別職職員給与条例の一部を改正する条例の制定

延岡市特別職職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

延岡市特別職職員給与条例の一部を改正する条例

延岡市特別職職員給与条例（平成11年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１市史編さん委員の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第７号

延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（延岡市税条例の一部改正）

第１条　延岡市税条例（平成４年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第22条の２第２項中「第314条の７第２項」の次に「（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第59条第５項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第９条第１項又は附則第11条第１項の規定により行う独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。第105条第４項において「旧独立行政法人緑資源機構法」という。）第11条第１項第７号イの事業及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第１項第１号イの事業を含む。）」を削る。

第105条第４項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第９条第１項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第１項第７号イの事業を含む。）」を削る。

附則第４条の２中「、第46条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第89号）第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の１項を加える。

２　当分の間、第46条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第５条第１項中「日本銀行法」の次に「（平成９年法律第89号）」を加

え、「以下本項」を「当該期間内に前条第２項の規定により第46条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第２項」に改める。

附則第５条の２中「第９項」を「第10項」に改める。

附則第８条の３の２第１項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第５条の４の２第５項の」を「附則第５条の４の２第６項(同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に」に改める。

附則第８条の４中「附則第５条の５第２項」の次に「(法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第26条第３項中「又は第37条の９の２から第37条の９の５まで」を「、第37条の９の４又は第37条の９の５」に改める。

附則第32条の２の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第１項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の６第１項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第１項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の４第６項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第25条、附則第26条、附則第27条又は附則第28条の規定を適用する。

附則第25条第１項	第35条第１項	第35条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第１項	租税特別措置法第31条第１項

附則第26条第３項	第35条の２まで、第36条の２、第36条の５	第34条の３まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の２、第36条の２若しくは第36条の５（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）
附則第27条第１項	租税特別措置法第31条の３第１項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の６第１項の規定により適用される租税特別措置法第31条の３第１項
附則第28条第１項	第35条第１項	第35条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第１項	租税特別措置法第32条第１項

附則第32条の２第２項中「前項の規定は、同項」を「前２項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の６第２項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第２項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の２第４項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に

供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第25条、附則第26条、附則第27条又は附則第28条の規定を適用する。

附則第33条第１項中「附則第45条第３項」を「附則第45条第４項」に、「「法附則第５条４の２第５項」を「「法附則第５条の４の２第６項（同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第５条の４の２第５項」と、」を「附則第５条の４の２第６項」と、」に改め、同条第２項中「第13条の２第１項から第５項」を「第13条の２第１項から第６項」に、「附則第45条第４項」を「附則第45条第５項」に、「「法附則第５条の４の２第５項」を「「法附則第５条の４の２第６項（同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第５条の４の２第５項」を「適用される法附則第５条の４の２第６項（法附則第45条第６項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

（延岡市国民健康保険税条例の一部改正）

第２条　延岡市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「附則第44条の２第３項」を「附則第44条の２第４項及び第５項」に、「第36条」を「第35条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成26年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中延岡市税条例第59条第５項及び第105条第４項の改正規定並びに附則第４条及び第８条（延岡市介護保険条例（平成12年条例第33号）第８条第３項の改正規定に限る。）の規定　公布の日

⑵　第１条中延岡市税条例附則第８条の３の２及び第33条の改正規定並びに附則第３条第３項の規定　平成27年１月１日

（延岡市税条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の延岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第４条の２の規定は、延滞金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第３条　新条例附則第５条の２の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2　新条例附則第32条の２第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年１月１日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3　新条例附則第33条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第４条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（延岡市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条　第２条の規定による改正後の延岡市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

（延岡市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正）

第６条　延岡市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和35年条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第１項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第２項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

2　当分の間、第３条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（延岡市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第７条　前条の規定による改正後の延岡市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例附則第２項の規定は、延滞金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（延岡市介護保険条例の一部改正）

第８条　延岡市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第８条第３項中「減額又は免除」を「徴収の猶予」に改める。

附則第５条の２を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第５条の２　当分の間、第７条の３第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（延岡市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

第９条　前条の規定による改正後の延岡市介護保険条例附則第５条の２の規定は、延滞金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（延岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第10条　延岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第１項を次のように改める。

当分の間、第６条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附則第３条第２項中「（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

（延岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条　前条の規定による改正後の延岡市後期高齢者医療に関する条例附則第３条の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第８号

延岡市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定

延岡市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

延岡市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

延岡市勤労青少年ホーム条例（昭和41年条例第67号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９号

延岡市子ども・子育て会議条例の制定

延岡市子ども・子育て会議条例を別紙のとおり制定します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

延岡市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、延岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第77条第１項各号に掲げる事務その他必要な事項に関し、市長の求めに応じ意見を述べ、又は市長の諮問に応じ調査及び審議を行うものとする。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

⑴　識見を有する者

⑵　関係団体の代表者

⑶　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

⑷　関係行政機関の職員

⑸　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年７月１日から施行する。

議案第10号

延岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例の制定

延岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

延岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例

延岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（昭和61年条例第２号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

宮崎県北部地域障害者給付認定審査会共同設置規約の変更に関する協議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の７第２項の規定に基づき、宮崎県北部地域障害者給付認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、関係普通地方公共団体と協議します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

宮崎県北部地域障害者給付認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

宮崎県北部地域障害者給付認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第１条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附　則

この規約は、関係地方公共団体の協議の整った日から施行する。

議案第12号

財産の取得

財産を下記のとおり取得します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

記

財産の名称	小型動力ポンプ付積載車
財産の数量	５台
取得金額	27,615,000円
取得の相手方	延岡市粟野名町2135番地３ 中村消防防災株式会社延岡営業所 所長　柏田博文

議案第13号

市道の路線廃止

市道の路線を別紙のとおり廃止します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首藤正治

市道廃止路線一覧表

路線番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
2615	和田越12号線	稲葉崎町四丁目 稲葉崎町四丁目	稲葉崎四丁目

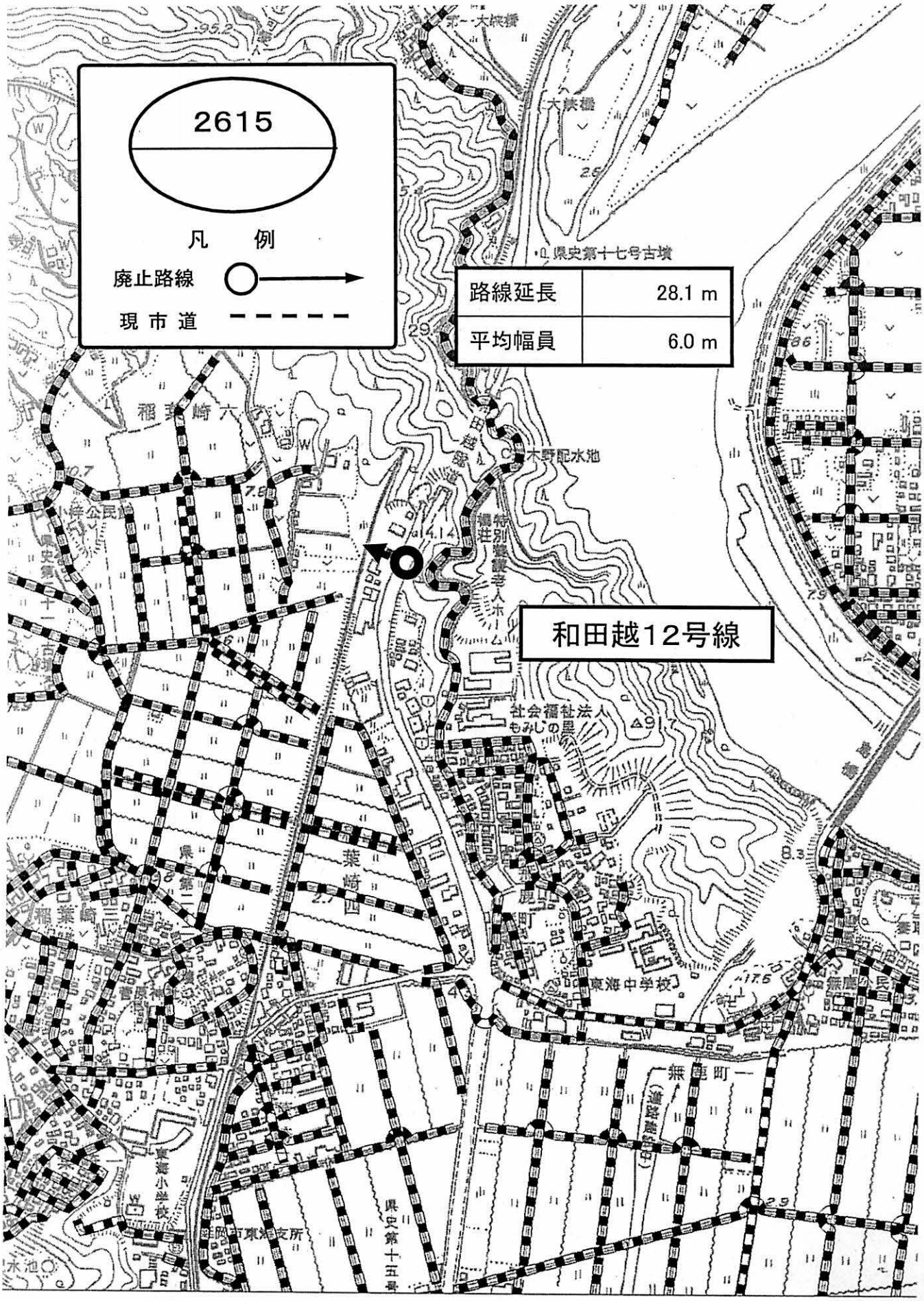
2615
凡　例
廃止路線
現市道
路線延長 28.1 m
平均幅員 6.0 m
和田越12号線
大峡橋
県史第十七号古墳
木野配水池
社会福祉法人
もみじの里
東海中学校
無鹿町
東海小学校
県史第十五号

議案第14号

市道の路線認定

市道の路線を別紙のとおり認定します。

平成25年６月３日提出

延岡市長　首　藤　正　治

市道認定路線一覧表

路線番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
2636	粟野名20号線	粟野名町 粟野名町	粟野名町
3915	宇和田大峡線	宇和田町 大峡町	祝子町
3916	松山中通線	松山町 松山町	松山町
4600	大貫72号線	大貫町六丁目 大貫町六丁目	大貫町六丁目
7387	伊達東西9号線	伊達町一丁目 伊達町一丁目	伊達町一丁目
7388	塩浜県営団地1号線	塩浜町二丁目 塩浜町二丁目	塩浜町二丁目
7389	塩浜県営団地2号線	塩浜町二丁目 塩浜町二丁目	塩浜町二丁目
7390	若葉29号線	若葉町一丁目 若葉町一丁目	若葉町一丁目

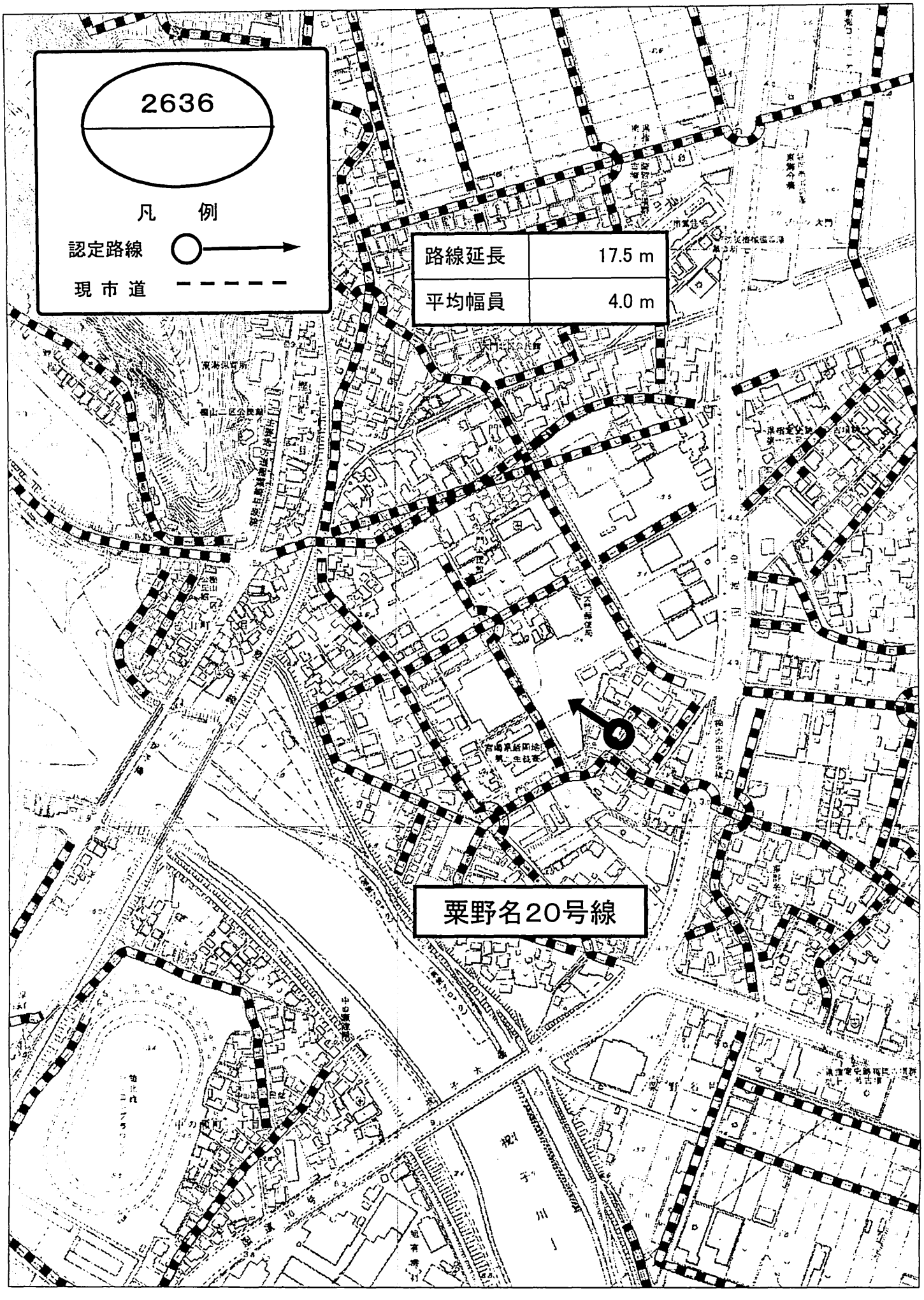
2636
凡　例
認定路線
現市道
路線延長
17.5 m
平均幅員
4.0 m
粟野名20号線

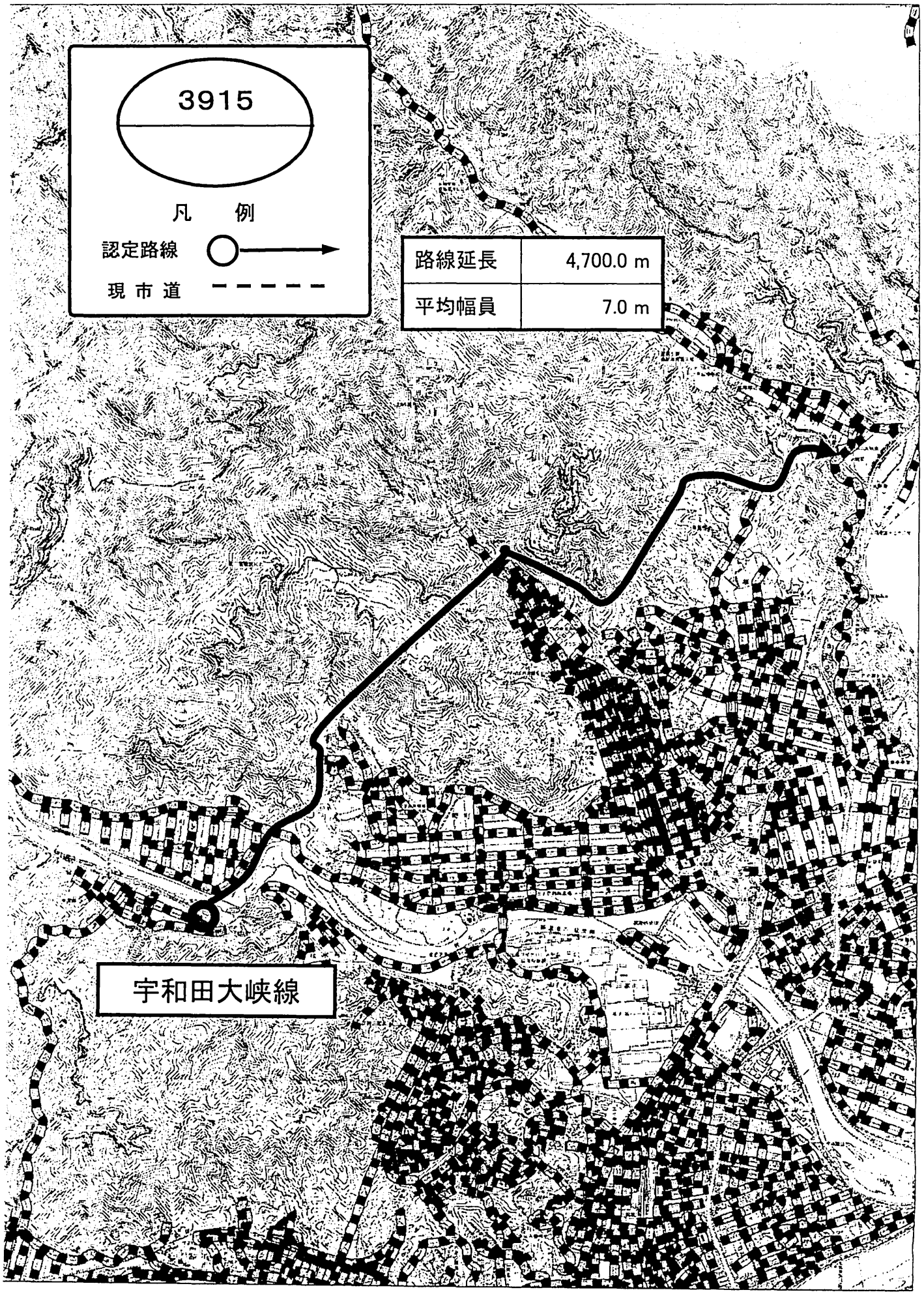
3915
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長
4,700.0 m
平均幅員
7.0 m
宇和田大峡線

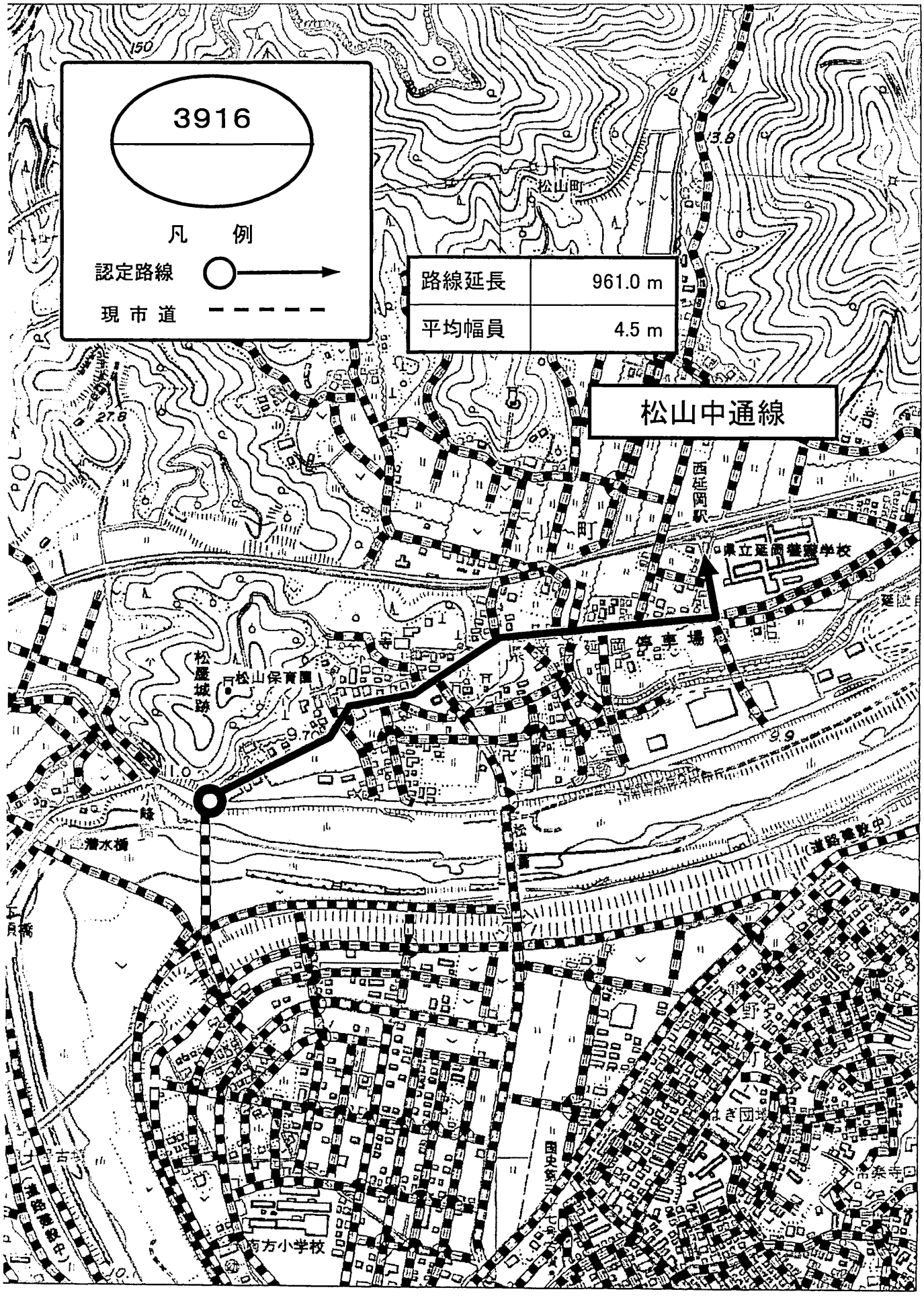
3916
凡　例
認定路線
現市道
路線延長 961.0 m
平均幅員 4.5 m
松山中通線
松山町
西延岡駅
県立延岡養護学校
延岡停車場
松山保育園
松屋城跡
潜水橋
南方小学校
(道路建設中)

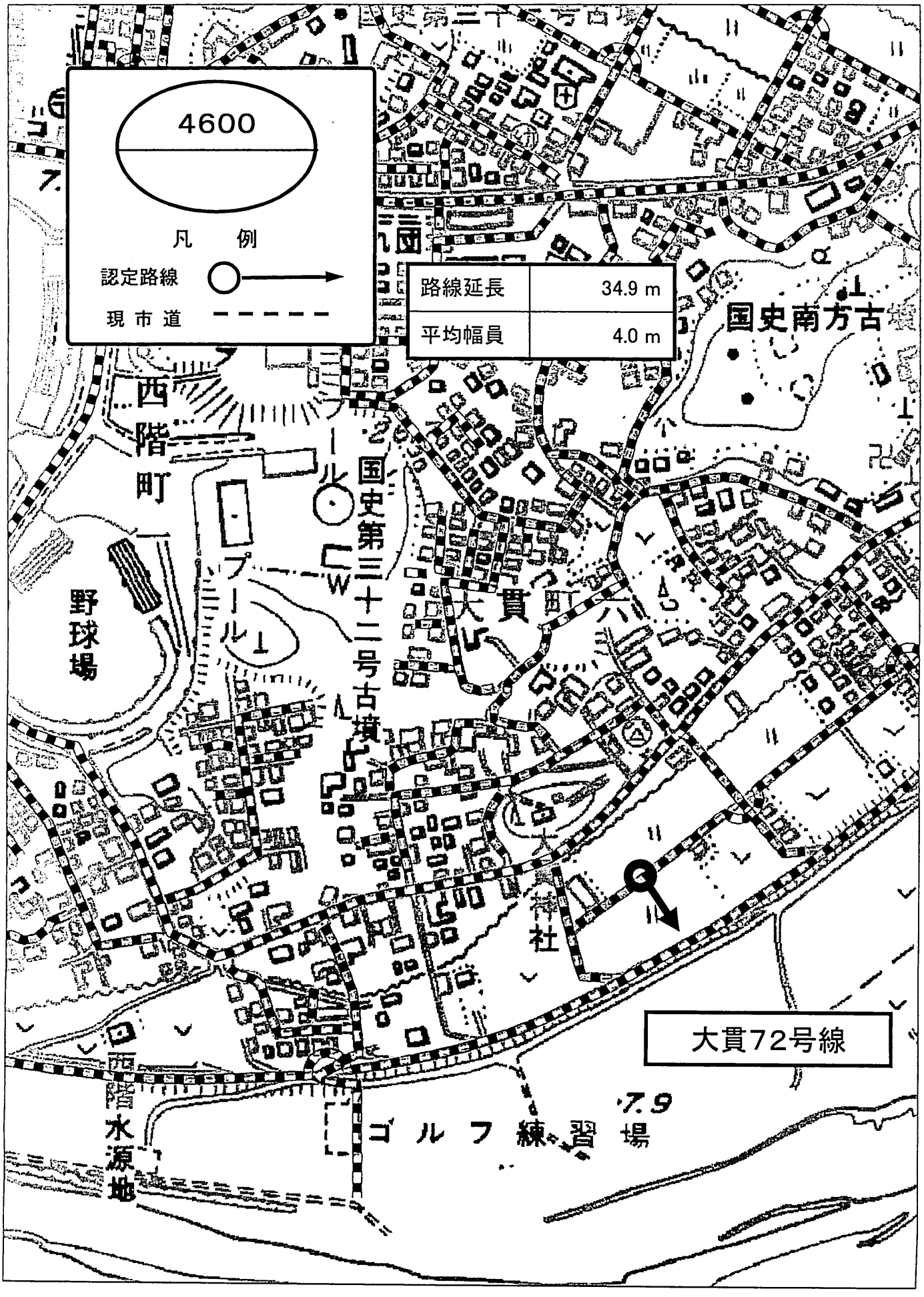
4600
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長
34.9 m
平均幅員
4.0 m
国史南方古
西階町
国史第三十二号古墳
プール
野球場
大貫町
神社
大貫72号線
西階水源地
ゴルフ練習場

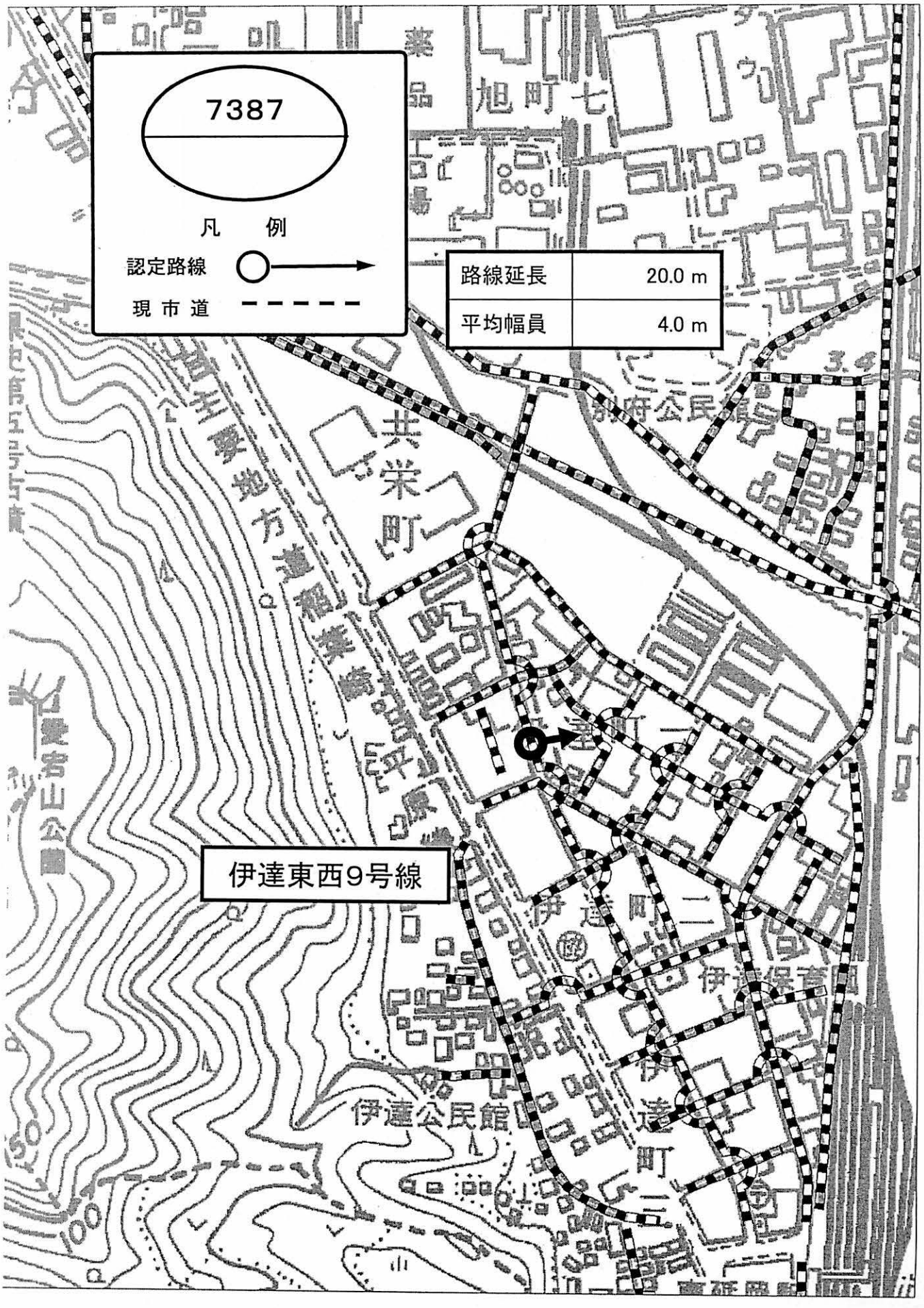
7387
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長 20.0 m
平均幅員 4.0 m
伊達東西9号線
共栄町
伊達町一
伊達町二
伊達町三
伊達公民館
伊達保育園
別府公民館
愛宕山公園

No.	路線番	路　線　名	路線延長	平均幅員
①	7388	塩浜県営団地1号線	192.0m	8.0 m
②	7389	塩浜県営団地2号線	74.0m	6.0 m

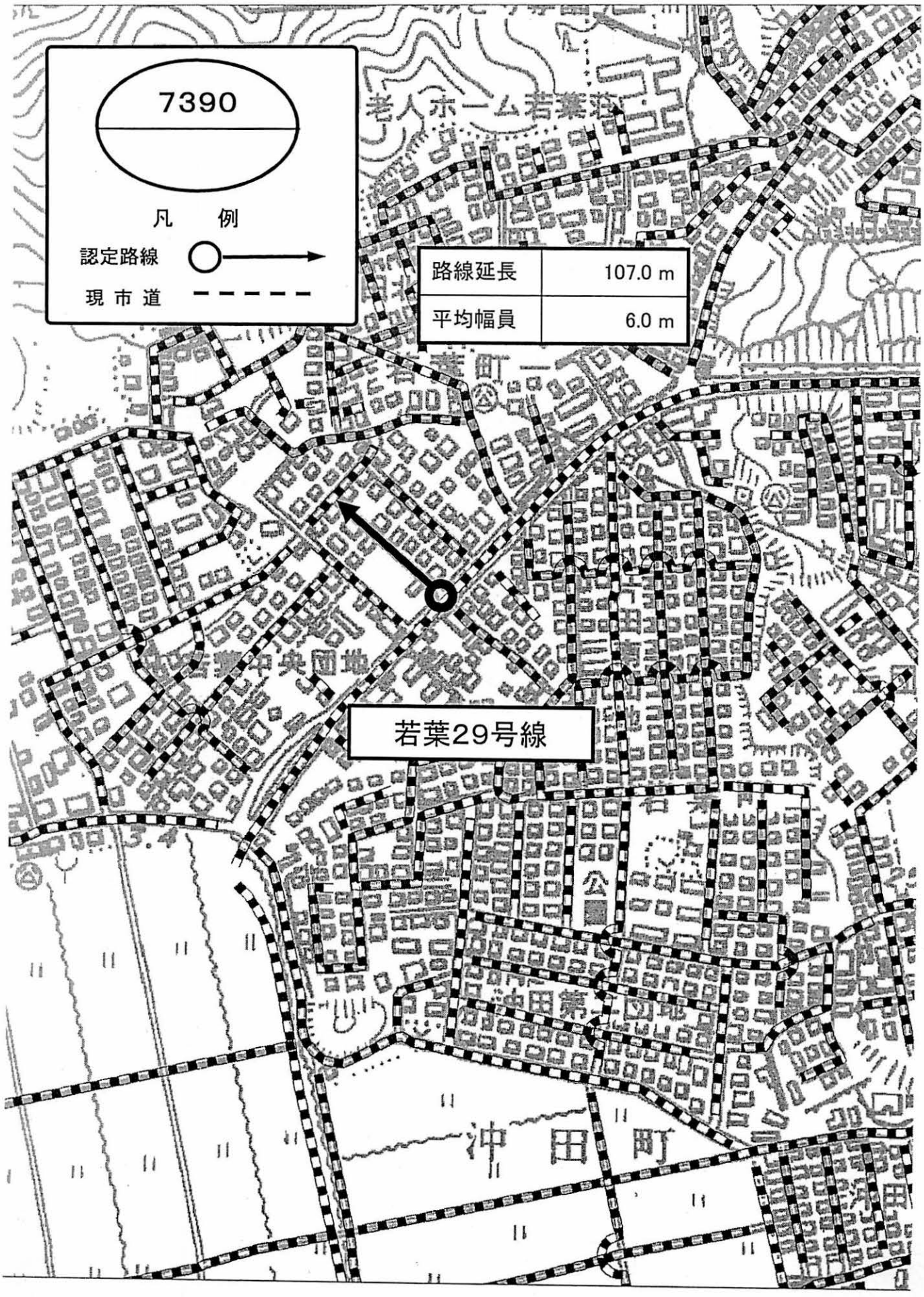
7390
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長
107.0 m
平均幅員
6.0 m
若葉29号線
老人ホーム若葉荘
若葉町
若葉中央団地
沖田第二団地
沖田町

報告第２号

平成24年度延岡市繰越明許費繰越計算書の報告

地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、下記のとおり平成24年度繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告します。

平成25年６月３日　提　出

延岡市長　首　藤　正　治

記

平成24年度延岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位：円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1) 総務管理費	俵野地区市有地改修事業	4,927,000	4,011,000					4,011,000
		地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業	56,616,000	56,616,000		56,616,000			
3 民生費	1) 社会福祉費	地域密着型サービス事業所施設整備補助事業	20,000,000	20,000,000		20,000,000			
4 衛生費	2) 清掃費	新最終処分場建設事業	481,662,000	383,289,000			364,100,000		19,189,000
		新最終処分場取付道路整備事業	37,097,000	27,842,000			26,400,000		1,442,000
6 農林水産業費	1) 農業費	家畜排せつ物処理センター修繕事業	1,800,000	1,797,558					1,797,558
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	9,000,000	9,000,000			6,000,000		3,000,000
		農業基盤整備促進事業	20,750,000	20,750,000		10,375,000	10,300,000		75,000
		農業水利施設保全合理化事業	21,300,000	21,300,000		10,650,000	10,600,000		50,000
		震災対策農業水利施設整備事業	28,000,000	28,000,000		28,000,000			
		沖田地区ほ場整備調査計画事業	4,000,000	4,000,000					4,000,000
	2) 林業費	可愛岳線整備事業	9,600,000	9,600,000		4,800,000	4,800,000		
		須田の本線整備事業	19,200,000	19,200,000		9,600,000	9,600,000		
		俵野・黒原線整備事業	5,760,000	5,760,000		2,880,000	2,800,000		80,000
		林道点検整備事業	51,254,000	51,254,000		25,627,000			25,627,000
		岡富山Ⅱ線整備事業	3,796,000	3,796,000		2,969,000			827,000
		小野線整備事業	30,767,000	29,767,000		23,259,000			6,508,000
		下鹿川・上鹿川線整備事業	9,050,000	5,972,837	40,000		5,900,000		32,837
	3) 水産業費	漁港修築事業負担金	37,597,000	37,596,400			35,600,000		1,996,400
7 商工費	1) 商工費	中心市街地プロジェクト推進事業	111,092,000	98,627,000		18,000,000	25,600,000		55,027,000
8 土木費	2) 道路橋梁費	市道整備事業	6,000,000	3,463,000					3,463,000
		道路点検整備事業	196,400,000	196,400,000		108,020,000			88,380,000

平成24年度延岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

〔単位：円〕

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		交通安全施設等整備事業（出北地区）	50,000,000	50,000,000		27,500,000	22,500,000		
		野田通線バリアフリー化事業	50,000,000	50,000,000		27,500,000	22,500,000		
		岡富古川土地区画整理事業地内道路改良事業	290,928,000	258,384,000		103,354,000	145,500,000		9,530,000
		藤迫野鶴線道路改良事業	22,856,000	22,856,000	52,000	12,571,000	10,200,000		33,000
		岡元線外道路改良事業	5,000,000	5,000,000		2,750,000			2,250,000
		三須小野線道路改良事業	9,479,000	6,279,000		3,454,000			2,825,000
		川島須佐線道路改良事業	33,040,000	32,040,000			28,700,000		3,340,000
		道路新設改良事業	10,313,000	7,829,000					7,829,000
		穂の内線道路改良事業	16,911,000	16,911,000	11,000		16,900,000		
		橋梁長寿命化修繕計画策定事業	13,043,000	13,043,000		7,150,000			5,893,000
	3) 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	11,470,000	11,470,000		5,735,000	5,700,000		35,000
		県急傾斜地崩壊対策事業負担金	6,000,000	6,000,000			6,000,000		
	4) 港湾費	県港湾関係事業負担金	6,900,000	6,900,000			6,900,000		
	5) 都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	5,000,000	4,935,000					4,935,000
		岡富古川土地区画整理事業	516,157,000	450,033,238		32,779,000	142,700,000	258,384,000	16,170,238
		多々良土地区画整理事業	50,000,000	50,000,000		20,000,000	30,000,000		
		須崎中川原通線道路改良事業	89,644,000	56,472,250		19,087,000	33,500,000		3,885,250
		公園施設長寿命化計画策定事業	24,600,000	24,600,000		12,300,000			12,300,000
		城山公園整備事業	29,401,000	29,401,000		11,761,000	17,000,000		640,000
		妙田公園整備事業	67,090,000	64,968,000		33,221,000	30,400,000		1,347,000
		野田第２街区公園整備事業	25,000,000	25,000,000		10,000,000	15,000,000		
		北浦インターパーク可能性調査事業	6,000,000	6,000,000					6,000,000

平成24年度延岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

［単位：円］

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	6) 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	172,365,000	172,365,000		67,865,000			104,500,000
		住環境向上事業	9,090,000	9,090,000		3,569,000			5,521,000
		公営住宅等整備事業（昭和町第１団地）	44,260,000	44,260,000		19,319,000			24,941,000
		公営住宅等関連事業推進事業（昭和町第１団地）	18,581,000	18,581,000		3,616,000			14,965,000
10 教育費	2) 小学校費	小学校施設耐震化事業	100,632,000	97,482,000		50,801,000	46,400,000		281,000
	3) 中学校費	中学校施設耐震化事業	284,955,000	241,616,000		74,004,000	107,900,000		59,712,000
	6) 保健体育費	土々呂小学校給食室建設事業	142,849,000	142,849,000		19,024,000	38,000,000		85,825,000
11 災害復旧費	1) 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	102,185,000	66,884,775		49,658,000	15,400,000		1,826,775
	2) 土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	127,400,000	79,930,785		47,922,000	23,900,000		8,108,785
合計			3,506,817,000	3,109,221,843	103,000	985,736,000	1,266,800,000	258,384,000	598,198,843

報告第３号

平成24年度延岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、下記のとおり平成24年度予算繰越計算書を調製しましたので報告します。

平成25年６月３日　提出

延　岡　市　長　　首　藤　正　治

記

平成24年度　延岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

［単位:円］

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						地方債	国庫支出金	当年度分損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	水源施設整備事業	265,032,000	198,504,707	55,188,000	33,000,000		22,188,000	11,339,293	0	他工事との工程調整等のため翌年度にわたる契約工期となった。
		管路整備事業	577,303,000	454,587,595	102,000,000			102,000,000	20,715,405	0	
		浄水施設整備事業	209,281,000	107,379,346	75,459,000	39,800,000	22,497,000	13,162,000	26,442,654	0	
		統合簡易水道施設整備事業	197,106,000	111,452,492	73,705,000	40,000,000	15,194,000	18,511,000	11,948,508	0	
		簡易水道施設維持管理事業	27,000,000	3,187,900	15,000,000			15,000,000	8,812,100	0	
合計			1,275,722,000	875,112,040	321,352,000	112,800,000	37,691,000	170,861,000	79,257,960	0	

報告第４号

平成 24 年度延岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法第 26 条第３項の規定に基づき、下記のとおり平成 24 年度予算繰越計算書を調製しましたので報告します。

平成 25 年６月３日　提出

延　岡　市　長　　首　藤　正　治

記

平成24年度　延岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

[単位:円]

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	備考
						地方債	国庫補助金	当年度分損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業（補助）	1,144,358,000	403,101,845	741,255,595	286,900,000	295,947,000	158,408,595	560	—	他工事との関連で、日程調整及び施工手順の見直しが必要となったことから不測の日数を要したこと等による。
		公共下水道事業（単独）	236,111,000	228,030,764	7,626,995	5,100,000	—	2,526,995	453,241	—	
合計			1,380,469,000	631,132,609	748,882,590	292,000,000	295,947,000	160,935,590	453,801	—	